

1. 件名:東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る重大事故等訓練の検査の実施条件に関する面談

2. 日時:令和2年12月16日(水) 10時00分～11時00分

3. 場所:原子力規制庁2階 会議室 (TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ専門検査部門

小坂企画調査官、北村主任原子力専門検査官、比企原子力専門検査官

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

東原子力規制専門員

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループGM 他10名

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、12月4日の面談で実施した重大事故等対処現地シーケンス訓練(以下「SA訓練」という。)及び大規模損壊訓練の実施時期等に係る意見交換を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所第7号機で実施予定のSA訓練の実施条件について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・3号使用前事業者検査の完了が検査の実施条件であれば、1月実施予定のSA訓練日程の見直しが必要となる。
- ・SA訓練のスケジュールについては、9月から面談にて調整を進めてきた経緯があり、3号使用前事業者検査完了が検査の実施条件であれば、適用時期について猶予期間を検討願いたい。

原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・SA訓練は設置許可に定める手順に必要な設備が完成し、対処要員の訓練が終了していることが条件となる。それを設備の完成を客観的に確認する方法として使用前検査を原則としているが、重大事故等対処設備の建設状況では、それ以外の実用炉検査との関係でその時期に使用前検査ができない設備等があるため、その場合は、個別に訓練に影響が無いかどうかを判断する必要がある。
- ・使用前検査が訓練の前に終了しない設備については、その理由と訓練への影響を説明することが必要である。

東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：SAシーケンス訓練検査の実施条件について